公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項		是正を求める事項	措置の内容
登美丘高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登った。 <u>種別 許可数量 目的 年間使用料</u> 土地 0.9㎡ 選挙ポスター掲示場 免除	載を行っていないものがあ <u>許可期間</u> 令和3年10月9日から 同年11月30日まで	検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	産台帳に登載を行った。 また、複数の職員で公有財

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年1月20日)